

平成28年熊本地震により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対して、熊本県が民間賃貸住宅を借り上げ、無償提供いたします。

【入居の要件】

以下のいずれにも該当する方（世帯）が対象となります。

- ・ 熊本地震における災害時点において、熊本県内（熊本市を除く。）に住所を有する方
- ・ 災害により住居の被災の程度が「全壊」又は「大規模半壊」の方で、居住する住宅がない方
- ・ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない方

（注意）※被災した住宅の応急修理の対象者及び応急仮設住宅の入居者は除きます。

【入居期間】

最長2年間

【借上げ住宅の条件等】

○家賃

無料（光熱水費、管理費、共益費等は入居者負担）

○家賃の条件

1か月当たり原則6万円以下（5名以上（乳幼児を除く。）の場合は9万円）以下
ただし、特別の事情がある場合はこの限りではありません。

○住宅の条件

応急仮設住宅としての使用について借主から同意をえているもの等

○その他

熊本県（借主）と貸主及び被災者（入居者）の3者により賃貸借契約を締結することが必要になります。

【申込受付期間】

平成28年5月2日（月） ～

【提出書類】

- ・ 申込書
- ・ 誓約書
- ・ 住民票
- ・ 罹災証明書（コピー可）※相談の際は必要ありません。

【申込窓口】

砥用庁舎福祉課 0964-47-1116（直通）

中央庁舎住民課 0964-46-2113（直通）

【問い合わせ先】

砥用庁舎福祉課 0964-47-1116（直通）